

# 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について

## 1 医療的ケア児とは . . . **参考資料 1**

医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

参考：学校において行われる医療的ケアの例 . . . **参考資料 2**

## 2 国の動向

### **基本指針**

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場の設置を成果目標とする。

### **市町への指針**

各市町の医療的ケア児支援に係る課題や対応等について協議するとともに、協議の場を各市町の実情に応じて設置

## 3 医療的ケア児の現状（推計値） . . . **参考資料 3**

山口県：131人 宇部市：16人 程度

（平成28年10月1日現在、総務省人口推計を使用）

## 4 医療的ケア児を確認する方法

- 1 NICU 等からの退院時、病院（山大、県立総合医療センターが大半）が調整や支援が必要と判断した場合に市に退院連絡
- 2 未熟児養育医療申請時
- 3 生後4か月児までを対象とした全戸訪問時
- 4 1歳6か月児健康診査時（受診率94.5%）
- 5 3歳児健康診査時（受診率94.4%）
- 6 保育園の入園相談時等
- 7 就学時健康診断時（受診率99.6%）
- 8 訪問看護事業所から市に情報提供書が提出
- 9 障害児通所事業（医療型の児童発達支援、放課後等デイサービス）の申請時



**上記の機会をとらえ、医療的ケア児について、必要に応じ確認**

## 5 宇部市で現在把握している対象と思われる児童

### 1 障害児通所支援事業

医療型児童発達支援 2名

放課後等デイサービス（重心） 19名

参考：重症心身障害児（重心）・・・重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。医学的診断名ではなく、児童福祉の行政上の措置を行うための定義

### 2 医療機関から「母子等退院連絡票」による情報提供があった該当者 H29：1件、

H30：0件

訪問看護情報提供書 12月分では、1件該当

### 3 市立小・中学校 あわせて6人

（内訳：導尿3人、インシュリン注射2人、ネブライザー1人）

いずれも児童生徒が自分で管理しており、看護師派遣の依頼なし

（参考：H31年度に導尿の児童が入学するが、自己導尿できており、普通級に入学予定）

## 6 第1期宇部市障害児福祉計画の内容

### 目標値

2018年度末までに医療的ケア児支援のために関係機関と協議するための場を宇部市地域自立支援協議会に設置

### 方策

保健、医療、保育、教育等の関係機関とも連携を図りながら地域自立支援協議会において検討  
医療的ケアが必要な障害児の地域生活を支援する体制を整備するため**連携体制**の整備に向けた協議を実施

・・・ **参考資料4**

## 7 連携方法

平成31年2月7日に

「医療的ケア児を地域で支援するための連携を目的とした情報交換会」を開催

出席部署

こども・若者応援課、コンパクトシティ包括ケアグループ、保育幼稚園学童課、  
教育支援課、障害福祉課



**医療的ケア児に関する各部署の現状及び確認方法、今後の連携について協議**

## 8 今後の進め方

- 1 各担当部署において医療的ケア児を把握し、必要に応じて支援するとともに、支援に切れ目のないよう、定期的に情報共有の場を設定する。
- 2 複数部署での対応が必要な医療的ケア児がいる場合は、支援者会議を開催する等集中的に支援内容を協議できる場を設ける。



**医療的ケア児を地域で支援するための連携を目的とした情報交換会を実務者会議として位置付け**



**自立支援協議会に報告するとともに、検討課題のある事案があれば、議案提出する。**

※関係部署に対し、必要に応じて出席依頼